

令和5年度

女性保護事業のあらまし

(令和4年度実績)

山梨県女性相談所

目 次

I	女性相談所の概要	
1	所在地	1
2	沿革	1
3	職員構成	2
4	婦人相談員	2
5	施設の状況	3
6	業務の内容	3
7	相談・保護事業と連携機関系統図	4
II	女性保護事業の実績	
1	相談状況	5
	(1)相談件数	5
	(2)令和4年度相談事業の実績	6
	①主訴	
	②年齢階層	
	③住所地	
	④職業	
	⑤学歴	
	(3)来所相談の状況	8
	①主訴	
	②相談経路	
	③処遇	
	(4)電話相談の状況	9
	①主訴	
	②夜間電話	
	(5)令和4年度市婦人相談員による相談状況	10
	①主訴	
	②相談経路	
	③処遇	
2	保護状況	11
	(1)主訴	11
	(2)入所期間	12
	(3)一時保護所保護状況	12
	(4)婦人保護施設入所状況	13
3	医学的・心理的判定	13

III	令和4年度配偶者暴力相談支援センターの相談状況	
1	相談件数	14
2	年齢階層	14
3	加害者との関係	14
4	保護命令申立を支援した者の命令発令状況	14
IV	関係機関との連携等	
1	関係機関連絡協議会実務者会議	15
2	専門的な困難ケース解決のためのアドバイザー派遣事業	15
3	関係機関主催事業への参加	15
V	啓発活動	
1	講師派遣	16
2	広報活動	16

I 女性相談所の概要

1 所在地

山梨県甲府市北新一丁目2-12 山梨県福祉プラザ内

電話:055-254-8633(一般業務用) / 055-254-8635(相談専用)

FAX:055-254-8636

2 沿革

昭和	31	5.24	「売春防止法」公布
	31	11.1	山梨県婦人相談員2名任命、県婦人児童課において相談業務開始
	32	4.1	「売春防止法」施行 山梨県条例第19号により、山梨県婦人相談所を設置 甲府市百石町1番地(現・丸の内3丁目)児童相談所2階で業務開始
	32	12.17	甲府市北新町県立病院敷地内に移転、一時保護所を併設
	33	4.16	山梨県条例第20号により、婦人保護施設「新創寮」設置 婦人相談所内に仮施設開設
	33	9.1	「新創寮」を甲府市穴切町638番地(現:甲府市宝一丁目)に新設移転
	34	7.11	北新町に県公舎を移転するに伴い、「新創寮」内に仮事務所を設け移転
	34	9.12	「新創寮」隣接の甲府市穴切町647番地に新設移転
	41	12.20	宝合同庁舎の新設のため、「新創寮」仮事務所内に保護所と共に移転
	42	6.26	宝合同庁舎(甲府市宝一丁目4-15)完成、移転
	46	3.25	河川敷改修に伴い「新創寮」を取り壊し、婦人相談所内に新設、移転
	55	3.31	山梨県条例第1号において「新創寮」を廃止
	55	4.1	婦人保護施設を付帯施設とし、名称を婦人保護相談所に改称
平成	9	3.18	完成した山梨県福祉プラザ(甲府市北新一丁目2-12)に移転し業務開始
	9	4.1	名称改称により、山梨県女性相談所に改称
	12	5.24	「ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」)」制定
	13	4.13	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」)」公布
	13	10.13	「配偶者暴力防止法」一部施行
	14	4.1	「配偶者暴力防止法」全面施行 女性相談所に配偶者暴力相談支援センターの機能を附設
	16	6.2	「配偶者暴力防止法」改正
	16	12.7	「人身取引対策行動計画」策定
	17	4.1	婦人保護施設に関わる業務の苦情解決のための第三者委員会を設置
	17	12	「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」公表
	18	4.1	婦人相談員を1名増員し3名体制、ステップハウス運用開始
	19	7.11	「配偶者暴力防止法」改正
	21	3	「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」公表

	21	4. 1	婦人相談員1名増員し、4名体制
	21	5. 1	夜間電話相談を開始
	21	6. 1	一時保護の委託事業開始
	21	12. 22	「人身取引対策行動計画2009」策定
	25	7. 3	「ストーカー規制法」改正
	25	7. 3	「配偶者暴力防止法」改正
	26	3	「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」公表
	26	4. 23	「配偶者暴力防止法」改正
	26	12. 16	「人身取引対策行動計画2014」策定
	28	12. 14	「ストーカー規制法」改正
	30	12	「第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」公表
令和	1	6. 26	「配偶者暴力防止法」改正
	3	5. 26	「ストーカー規制法」改正
	3	6	一時保護所の拡張工事開始
	3	10	一時保護所の拡張工事完了、居室が3室から5室に増加
	4	5. 25	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布

3 職員構成

(令和5年4月1日現在)

所長	次長	主査	心理 判定員	会計年度任用職員			特別職 非常勤 医師	計
				婦人 相談員	寮母	事務補助		
1	(1)	1	(1)	4	3	1	1	11(2)

※()は兼務職員

4 婦人相談員

婦人相談員は、支援を求める女性及び配偶者等からの暴力被害者の相談に応じ、保護と自立に向けて、相談、指導、情報提供などの支援を行っている。

【婦人相談員設置状況】

(令和5年4月1日現在)

所属	配置窓口	相談員数	所在地	担当区域	電話番号
県	山梨県女性相談所	4名	甲府市北新1丁目2-12	県下全域	055-254-8635
市	甲府市市民部 人権男女参画課	3名	甲府市丸の内1丁目18-1	甲府市	055-237-5209
	富士吉田市 福祉課	1名	富士吉田市下吉田6丁目 1-1	富士吉田市	0555-22-1111 (内 164)

5 施設の状況

(1) 主要設備

- 相談所 所長室、事務室、相談室
- 一時保護所 居室(5)、食堂、調理室、洗面洗濯室(2)、浴室(3)、便所(2)、学習室、多目的室、事務室、医務室、宿直室、寮母室、倉庫(4)

(2) 定員

- 一時保護所 10名
- 婦人保護施設 5名

6 業務の内容

(1) 相談

人間関係、家庭問題、生活困窮等の問題を抱える女性からの相談、配偶者等からの暴力の相談に応じ、必要な助言指導を行うとともに、関係機関と連携して自立支援を行う。

- 来所相談 9:00～17:00(土日祝、年末年始を除く)
- 電話相談 9:00～20:00(土日祝、年末年始を除く)
相談専用ダイヤル:055-254-8635

(2) 判定

相談者に対し適切な支援を行うために、必要に応じて心理学的及び医学的判定を行う。

(3) 一時保護

緊急に保護を必要とする女性については、本人の要望に基づいて一時保護を実施し、自立や今後の生活に向けて、関係機関と連携を図りながら情報提供等支援を行う。

(4) 婦人保護施設

一時保護所に入所後、長期の支援が必要と認められる者については、本人の要望により、婦人保護施設において自立支援を行う。

(5) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力被害者に対して支援を行う。

- 相談、専門機関の紹介
- 保護命令についての情報提供、申立書類作成支援
- 福祉制度利用の支援
- 被害者の自立に必要な情報提供及び支援
- 就労支援
- 住宅支援

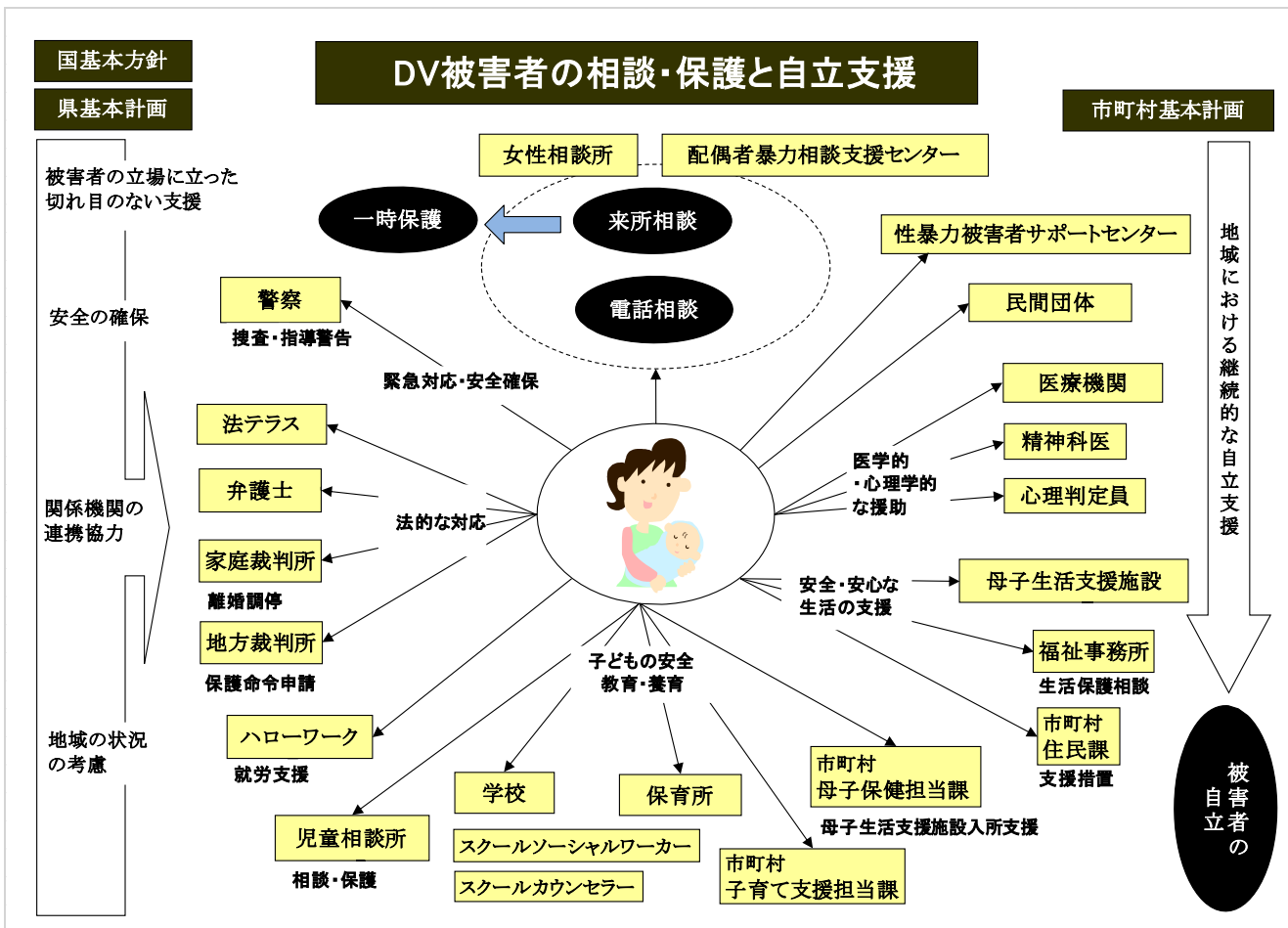
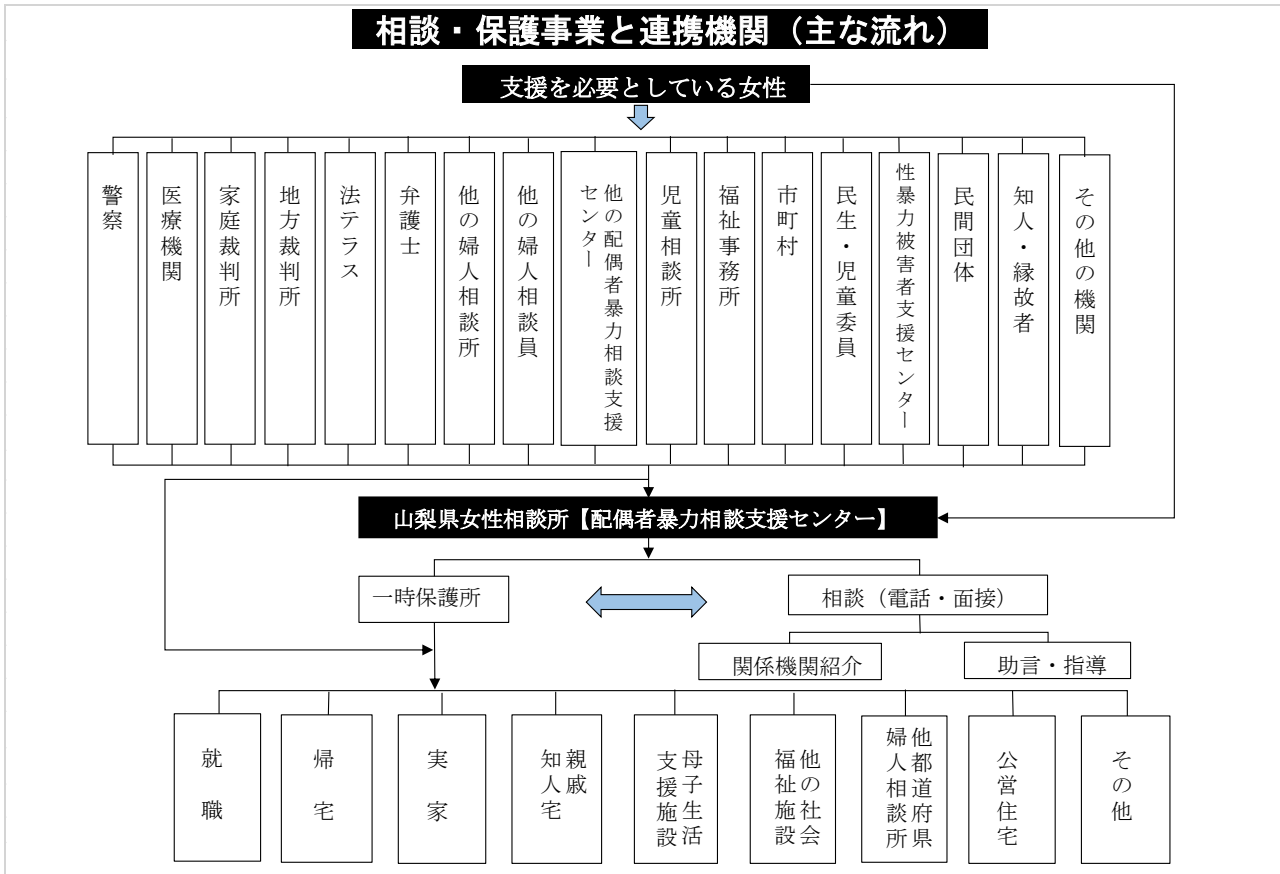
(6) 関係機関との連携

警察、市町村、民間団体等と連携を図り、相談者の自立支援を行うとともに、実務担当者会議等により意見交換を行う。

(7) 啓発活動

リーフレット等の作成配布により、女性相談所の業務を紹介し、女性保護事業の周知を図る。また、他機関の要請に応じて研修会等に講師を派遣し、女性保護事業についての啓発を行う。

7 相談・保護事業と連携機関系統図



II 女性保護事業の実績

1 相談状況

(1) 相談件数

(単位・件)

年度	区分	来所相談		電話相談	合計
			(再掲) 日本語が十分話せない者からの相談		
平成30	件数	323	3	1,612	1,935
	DV再掲	261	2	657	918
令和1	件数	357	5	1,750	2,107
	DV再掲	277	5	854	1,131
令和2	件数	197	13	2,121	2,318
	DV再掲	178	13	1,290	1,468
令和3	件数	171	7	1,540	1,711
	DV再掲	127	5	778	905
令和4	件数	183	9	1,738	1,921
	DV再掲	149	8	679	828

※DV:生活を共にする(していた)配偶者や交際相手からの暴力を主訴とする相談

・過去5年間の傾向を見るとDV相談の占める割合は、来所相談では相談全体の約80%、電話相談では30~50%である。

図1 来所相談(DV相談と他の相談件数、DV相談の割合)

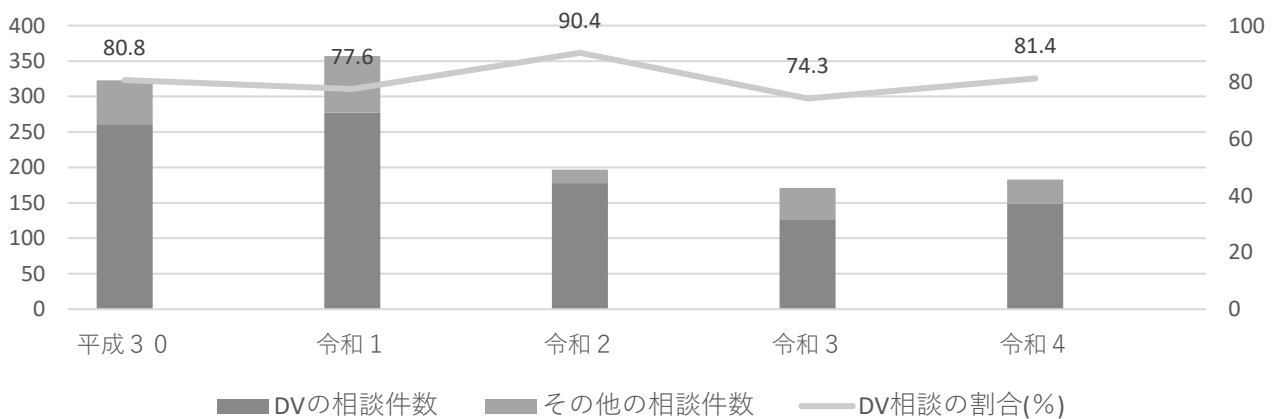
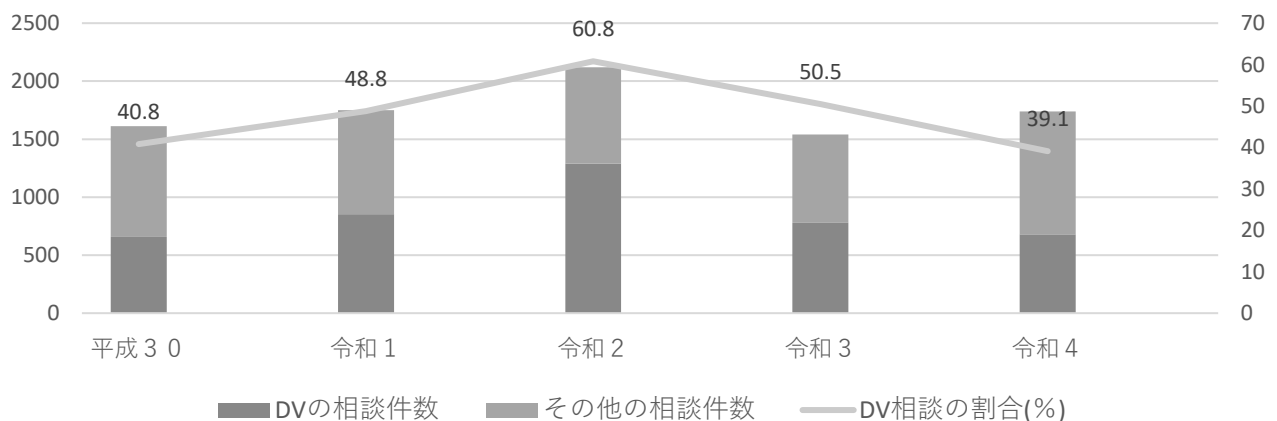


図2 電話相談(DV相談と他の相談件数、DV相談の割合)



(2) 令和4年度相談事業の実績

①主訴

(単位・件)

相談内容			令和4年度				令和3年度		令和2年度		
			来所	電話	合計		来所	電話	来所	電話	
人間関係	配偶者等	配偶者等の暴力	149	679	828	977	1,398	127	778	178	1,290
		酒乱・薬物中毒	0	0	0			0	2	1	0
		離婚問題	2	71	73			5	87	1	99
		その他	0	76	76			1	89	0	108
	子ども	子どもの暴力	0	14	14	68		1	12	0	25
		養育困難	0	1	1			0	5	0	2
		その他	0	53	53			2	59	0	41
	親族	親の暴力	17	50	67	184		23	41	15	57
		その他の親族の暴力	0	11	11			2	9	0	16
		その他	5	101	106			0	77	0	64
		交際相手の暴力	0	20	20	169		0	16	0	27
		その他の者の暴力	0	2	2			1	9	0	6
		男女問題	1	24	25			0	21	1	11
		家庭不和	0	6	6			1	1	0	0
ストーカー		0	4	4	0		10	0	7		
その他		2	110	112	1		91	0	116		
経済関係		生活困窮	1	4	5		19	0	7	0	1
	サラ金・借金	0	0	0	0	4		0	3		
	求職	0	0	0	0	1		0	3		
	その他	0	14	14	0	15		0	17		
医療関係	病気	0	15	15	87	0	7	0	12		
	精神的問題	0	50	50		1	43	0	64		
	妊娠・出産	0	4	4		1	5	0	1		
	その他	0	18	18		0	10	0	21		
住居問題			0	16	16	0	6	0	8		
帰住先なし			0	10	10	1	7	0	2		
不純異性交遊			0	0	0	0	0	0	1		
売春強要			0	0	0	0	0	0	0		
ヒモ・暴力団関係			0	1	1	0	3	0	9		
5条違反			0	0	0	0	0	0	0		
人身取引			0	0	0	0	0	0	0		
その他			6	384	390	4	125	1	110		
合計			183	1,738	1,921	171	1,540	197	2,121		

・主訴で最も多いのは「配偶者等の暴力」で、来所相談で全体の81.4%（延149件）、電話相談で全体の39.1%（延679件）である。「配偶者等の暴力」が主訴であっても、離婚問題や子育ての問題、精神的問題や経済上の問題等、様々な背景があり、相談内容は複雑化している。

・「5条違反」は売春防止法第5条違反。

・「その他」は、主訴特定が困難な相談や男性からのDV以外の相談等、内容がどの項目にもあてはまらないもの。

②年齢 (単位・件)

	来所	電話	計
20歳未満	7	21	28
20歳代	27	101	128
30歳代	56	252	308
40歳代	55	354	409
50歳代	29	240	269
60歳代	9	127	136
70歳以上	0	14	14
不明	0	629	629
計	183	1,738	1,921

・②～⑤すべて、令和4年度相談時点での相談者の状況。

・「④職業」、「⑤学歴」については来所相談の時点で確認するため、電話相談の件数は計上しない。

・電話相談は匿名でも受け付けていることから、年齢と住所地は「不明」が最も多い。

・年齢は「不明」を除くと「30歳代」と「40歳代」が多く、来所と電話を合わせると全体の37.3% (延717件) となる。

・住所地では「不明」に次いで「甲府市」が多い。特に来所では50.8%を占めており、人口が多いことと合わせて女性相談所の住所地でもあることから、来所しやすい環境にあることが窺える。

・有職率は56.6%だった。

・学歴は、「高等学校」が最も多く、「大学」と「専門学校」が続いた。

③住所地 (単位・件)

	来所	電話	計
甲府市	93	318	411
富士吉田市	1	16	17
都留市	1	14	15
山梨市	4	17	21
大月市	2	32	34
韮崎市	0	9	9
南アルプス市	10	56	66
北杜市	2	28	30
甲斐市	21	94	115
笛吹市	15	71	86
上野原市	2	11	13
甲州市	3	11	14
中央市	6	38	44
西八代郡	1	9	10
南巨摩郡	2	32	34
中巨摩郡	3	11	14
南都留郡	6	30	36
北都留郡	2	143	145
県外	9	126	135
不明	0	672	672
計	183	1,738	1,921

④職業 (単位・実人数)

	来所	
事務従事者	21	
販売従事者	3	
工員	6	
サービス業	風俗営業関係	0
	その他	25
その他の職業	44	
専業主婦	15	
学生	5	
無職	43	
不明	13	
計	175	

⑤学歴 (単位・実人数)

	来所
中学校	22
高等学校	67
短期大学	19
専門学校	28
大学	33
大学院	2
不明	4
計	175

(3) 来所相談の状況

①主訴

(単位・件)

区分 \ 年度	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
配偶者等の暴力	261	277	178	127	149
子・親・親族の暴力	15	16	15	26	17
交際相手の暴力	1	4	0	0	0
その他の者の暴力	3	1	0	1	0
離婚問題	17	18	1	5	2
家庭問題	8	19	1	4	5
その他の人間関係	4	2	1	1	3
ストーカー	1	0	0	0	0
経済問題	2	5	0	0	1
医療問題	6	3	0	2	0
住居問題	1	0	0	1	0
5条違反	0	0	0	0	0
人身取引	0	0	0	0	0
その他	4	12	1	4	6
計	323	357	197	171	183

- ・来所相談の件数はコロナ禍に入って減少している。
- ・主訴は過去5年とも「配偶者等の暴力」が最も多かった。
- ・令和4年度、「配偶者の暴力」に次いで多かったのは「子・親・親族の暴力」で、全体の9.3%だった。
- ・「家庭問題」は、暴力以外の家族、親族の問題。
- ・「その他人間関係」には、暴力以外の男女問題(セクハラ、マタハラ等)を含む。

②相談経路

(単位・実人数)

区分 \ 年度	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
本人自身	224	271	167	142	146
警察関係	13	13	8	6	9
法務関係	4	2	0	0	1
他の婦人相談所	0	2	1	1	2
福祉事務所・市町村	24	11	7	3	8
他の相談機関・社会福祉施設等	7	5	1	3	3
医療関係	2	1	0	0	0
縁故者・知人	5	8	4	5	3
その他	4	2	1	6	3
計	283	315	189	166	175

- ・相談経路は「本人自身」からが最も多く、令和4年度は全体の83%であった。
- ・「その他」はシェルターを運営する民間団体等。

③ 処遇

(単位・実人数)

区分		年度				
		平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
来所実人員		283	315	189	166	175
助言・指導		263	296	177	155	166
割合(%)		92.9	94.0	93.7	93.4	94.8
一時保護		18	17	10	5	8
割合(%)		6.4	5.4	5.3	3.0	4.6

・「その他」の項目は省略。令和4年度は、上記以外に「その他」1件(0.6%)。

(4) 電話相談の状況

① 主訴

(単位・件)

区分		年度				
		平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
配偶者等の暴力		657	854	1,290	778	679
子・親・親族の暴力		67	81	98	62	75
交際相手の暴力		10	29	27	16	20
その他の者の暴力		13	9	6	9	2
離婚問題		178	166	99	87	71
家庭問題		277	288	215	233	237
その他の人間関係		105	119	127	112	134
ストーカー		10	1	7	10	4
経済問題		16	22	24	27	18
医療問題		97	61	98	65	87
住居問題		12	19	10	13	26
5条違反		0	0	0	0	0
人身取引		0	0	0	0	0
その他		170	101	120	128	385
計		1,612	1,750	2,121	1,540	1,738

・電話相談の主訴は、来所相談と同じく過去5年とも「配偶者等の暴力」が最も多かったが、令和4年度は全体の39%と、令和3年度の51%より12%減少した。

② 夜間電話相談(平日17:00~20:00)

(単位・件)

区分		年度				
		平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
件数		171	173	229	172	287
DV再掲		43	62	97	90	92
割合(%)		25.1	35.8	42.4	52.3	32.1

・DV以外の相談が多く、夜間相談の件数は100件以上増加した。

(5) 市婦人相談員による相談状況

山梨県内で婦人相談員が常駐している市は甲府市、富士吉田市の2市である。両市で受けた相談(電話相談、面接相談を問わず、すべての相談とする)は、総計945件であり、昨年度の919件から約30件増加した。主訴は、その他を除くと「家庭問題」が最も多かった。

①主訴

(単位・件) ※空欄は0

区分	市	甲府市	富士吉田市	計
配偶者等の暴力		18	1	19
交際相手の暴力		53		53
結婚・離婚問題		18		18
職業・就職問題		6		6
家庭問題		199	7	206
住宅問題		1		1
経済問題		14	2	16
背後関係(ヒモ・暴力団)				0
性の問題				0
本人の問題				0
施設入所希望				0
その他		618	8	626
計		927	18	945

②相談経路

※空欄は0

(単位・件) ※空欄は0

区分	市	甲府市	富士吉田市	計
本人自身		927	15	942
警察関係				0
法務関係				0
他の婦人相談所				0
福祉事務所				0
他の相談機関				0
社会福祉関係				0
医療機関				0
教育機関				0
縁故者・知人			2	2
その他			1	1
計		927	18	945

③処遇 ※空欄は0

(単位・件) ※空欄は0

区分	市	甲府市	富士吉田市	計
婦人保護施設に入所				0
就職・自営				0
結婚				0
家庭へ送還				0
福祉事務所へ移送				0
婦人相談所・婦人相談員へ移送				0
他府県の婦人相談所・婦人相談員へ移送				0
その他の関係機関・施設へ移送				0
助言・指導のみ		888	17	905
その他		39	1	40
計		927	18	945

2 保護状況

入所者の人数は年度によって増減があるが、令和4年度は8名(実人数)だった。児童は一時保護所に10名同伴された。成人の同伴者はいなかった。

(1)主訴 (一時保護所、婦人保護施設を含む)

(単位・実人数) ※空欄は0。

	平成30		令和1		令和2		令和3		令和4	
	同伴 児 なし	同伴 児 あり	同伴 児 なし	同伴 児 あり	同伴 児 なし	同伴 児 あり	同伴 児 なし	同伴 児 あり	同伴 児 なし	同伴 児 あり
配偶者等の暴力	11	8	4	11	8	4	1	2	3	4
子・親・親族の暴力	1		1						1	
交際相手の暴力										
その他の者の暴力								1		
離婚問題										
帰住先なし							1			
経済問題										
ストーカー										
5条違反										
人身取引										
その他			1							
計	12	8	6	11	8	4	2	3	4	4
合計		20		17		12		5		8

・前年度からの継続の入所者はなし。

・日本語が十分に話せない入所者は、令和4年度1名だった。

(2)入所期間 (一時保護所、婦人保護施設を含む)

区分		年度		平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
		人員	延人数					
1日 ～ 5日	人員	6	5	3	0	4		
	延人数	15	16	9	0	13		
6日 ～ 10日	人員	3	3	2	0	0		
	延人数	26	25	16	0	0		
11日 ～ 15日	人員	2	3	4	4	3		
	延人数	25	38	49	55	46		
16日 ～ 20日	人員	2	2	1	0	0		
	延人数	38	32	17	0	0		
21日 ～ 30日	人員	2	4	1	0	0		
	延人数	48	109	24	0	0		
31日 以上	人員	5	1	1	1	1		
	延人数	325	110	32	41	47		
計	人員	20	18	12	5	8		
	延人数	477	330	147	96	106		
平均入所日数		23.9	18.3	12.3	19.2	13.3		

・前年度からの継続の入所者を含む。

(3)一時保護所保護状況

(単位・実人数)

区分		年度		平成30	令和1	令和2	令和3	令和4			
		人員	延人数								
保護	入所人員	18	(14)	17	(25)	12	(5)	5	(4)	8	(10)
	在所人員	18	(14)	18	(25)	12	(5)	5	(4)	8	(10)
	延人員	203	(125)	261	(325)	116	(52)	69	(54)	90	(43)
退所人員		18	(14)	18	(25)	12	(5)	5	(4)	8	(10)
退所状況	婦人保護施設入所	4		2		3		1		1	
	就職・自立	1		3		1		2		0	
	帰郷	4		5		1		1		3	
	帰宅	3		2		2		0		1	
	他の関係機関・施設へ移送	3		1		1		0		3	
	無断退所	0		0		0		0		0	
	その他	3		5		4		1		0	
継続		0		0		0		0		0	

- ・人員には成人の同伴者を含む。
- ・()内は一時保護所入所者に同伴された児童の数。
- ・「就職・自立」は、アパート・公営住宅等へ入所し、就職・生活保護等により自立生活を始めた者。
- ・「他の関係機関・施設へ移送」は、母子生活支援施設等へ移送となった者。
- ・「その他」は、友人宅への避難、ステップハウスの利用等により退所した者。
- ・過去5年間、年度を越えて一時保護所入所を継続した者はいなかった。

(4) 婦人保護施設入所状況

(単位・実人数)

区分		年度	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
保護	入所人員		5	2	3	1	1
	在所人員		6	2	3	1	1
	延人員		274	69	31	27	33
退所人員			6	2	3	1	1
退所状況	就職・自立		1	0	1	0	0
	帰郷		0	0	0	0	0
	帰宅		1	0	0	0	0
	結婚		0	0	0	0	0
	他の関係機関・施設へ移送		3	2	1	1	1
	無断退所		0	0	0	0	0
	その他		1	0	1	0	0
継続			0	0	0	0	0

・令和4年度に婦人保護施設入所に同伴された児童は0名。

3 医学的・心理学的判定

来所相談者及び一時保護所・婦人保護施設入所者を対象に、精神科医師による医療相談を原則月1回、心理士による心理相談を原則月2回、実施している。

【令和4年度実績】

医療相談 : 2回

心理相談 : 4回

Ⅲ 令和4年度配偶者暴力相談支援センターの相談状況

内閣府調査要綱に基づき、配偶者等の暴力に関する相談(DV相談)のうち、本人自身からの相談件数のみを計上する。DVが主訴ではなくても、配偶者からの暴力が関係する相談は全て計上している。

1 相談件数

(単位・件)

	来所	電話	計
女性	143	626	769
男性	3	13	16
計	146	639	785

2 年齢階層

(単位・件)

		来所	電話	計
20歳未満	女性	1	1	2
	男性	0	0	0
20歳代	女性	17	35	52
	男性	0	1	1
30歳代	女性	48	144	192
	男性	0	1	1
40歳代	女性	45	159	204
	男性	3	3	6
50歳代	女性	24	80	104
	男性	0	2	2
60歳代	女性	8	62	70
	男性	0	0	0
70歳以上	女性	0	5	5
	男性	0	0	0
不明	女性	0	140	140
	男性	0	6	6
計		146	639	785

3 加害者との関係

(単位・件)

		来所	電話	計	
配偶者	婚姻届出あり	女性	92	502	594
		男性	3	8	11
	婚姻届出なし	女性	4	5	9
		男性	0	1	1
	婚姻届出不明	女性	0	2	2
		男性	0	1	1
離婚済		女性	47	114	161
		男性	0	0	0
交際相手(生活の本拠を共にする)	交際相手	女性	0	3	3
		男性	0	3	3
	元交際相手	女性	0	0	0
		男性	0	0	0
計		146	639	785	

・DV相談は、性別を問わず受け付けている。男性からのDV相談は全体の2.0%だった。

・加害者との関係は「婚姻届出あり」が大半を占め、全体の75.7%であった。

4 保護命令申立を支援した者の命令発令状況

(単位・件) ※空欄は0。

			平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
保護命令発令	被害者	退去命令及び接近禁止命令			1		1
		接近禁止命令のみ	6	3			
		退去命令のみ					
	子や親族	退去命令、被害者への接近禁止命令と同時	子				
			親族				
		被害者への接近禁止命令と同時	子	3	2		1
			親族	3	1		
	事後的な子への接近禁止命令	子					
		親族					
	却下						
取り下げ等			1	1			
計			7	4	1	0	1
取り下げ総数(発令前、発令後含む)				1	1		

IV 関係機関との連携

1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会実務者会議

月日	内容	情報提供機関	開催場所
第1回 12月20日	実務者会議	県内市町村、配偶者暴力相談支援センター、外国人支援・人権侵害・DV相談・性暴力被害者支援機関、法律相談機関、県保健福祉事務所	山梨県自治会館

2 専門的な困難ケース解決のためのアドバイザー派遣事業

月日	内容	出席者	開催場所
第1回 8月25日	講演「離婚やDV事案を扱う際の留意事項」 講師：石川弁護士事務所 弁護士 石川恵氏	婦人相談員(女性相談所、市)、ぴゅあ総合相談員、民間団体相談員、女性相談所職員	福祉プラザ 2階会議室
第2回 1月19日	講演「生きづらさを抱えた若年女性への支援～DV・虐待・性暴力を乗り越える力をつけるために～」 講師：NPO法人全国シェルターネット 代表 北仲千里氏	婦人相談員、母子父子自立支援員、家庭児童相談員、保健師、民間団体、行政関係者、教育関係者、一般県民等	青少年センター ／ オンライン

3 関係機関主催事業への参加

月日	内容	主催	参加方法
5月25日	韮崎市要保護児童対策地域協議会代表者会議	韮崎市	韮崎市役所
6月22日	「女性関連施設相談員・相談事業担当者研修」	独立行政法人 国立女性教育会館	オンライン 視聴
7月6日	DV基礎講座「DV被害の回復に向けて」	ぴゅあ富士	オンライン 視聴
7月28日 8月17日 9月1日 9月15日 9月29日 10月12日 10月27日 11月9日	フェミニストカウンセリング専門講座2022	一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団 (ドーン財団)	オンライン 視聴
9月13日	相談に携わる方の資質向上研修会 「『死にたい』にどう気づき、対応するか？」	山梨県福祉保険総務課	オンライン 視聴
10月3日	甲斐市要保護児童対策地域協議会代表者会議	甲斐市	甲斐市役所

10月27、28日	全国婦人相談員・心理判定員研究協議会	全国婦人相談員連絡協議会 全国心理判定員連絡協議会	岡山県
11月21日	富士川町虐待等防止ネットワーク協議会	富士川町	富士川町保健福祉支援センター
11月30日 ～ 12月2日	婦人相談所等指導者研修	国立保健医療科学院	オンライン視聴
12月1日	DVを経験した女性への支援を学ぶ講座	ぴゅあ総合	遊亀公民館
12月12日	自殺関連問題相談支援研修会 ゲートキーパーフォローアップ研修	精神保健福祉センター	福祉プラザ
1月14、15日 2月4、5日 3月11、12日	ファシリテーター養成研修	NPO法人レジリエンス	オンライン視聴
1月16日	「やまなし性暴力被害者サポートセンター」 にかかる被害者のための専門家研修会	やまなし性暴力被害者サポートセンター	山梨県立図書館

V 啓発活動

1 講師派遣

月日	内容		開催場所
5月23日	性のヘルスプロモーション 「性の健康とアサーション」	山梨県立大学	山梨県立大学
9月3日	「世界性の健康デー」シンポジウムin山梨	NPO法人 エンパワメントアフロッキー	韮崎市民交流センター ニコリ
9月14日	人身安全関連事案対策専科教養 「配偶者暴力相談の現状と課題について」	山梨県警察本部 生活安全部	山梨県警察学校
12月9日	ボランティア支援員養成講座 「女性相談所の役割と被害者支援」	公益社団法人被害者支援センターやまなし	山梨県立やまなし地域づくり交流センター

2 広報活動

「女性相談所のしおり」を市町村や各種会議及び研修会で関係機関や参加者に配布した。

令和5年度 女性保護事業のあらまし

発行 令和5年5月

山梨県女性相談所

〒400-0005

山梨県甲府市北新1丁目2-12

山梨県福祉プラザ内

電話:055-254-8633

FAX:055-254-8636

E-mail: josei@pref.yamanashi.lg.jp